

第7回代表者会 協議内容

1 前回意見交換会の内容を踏まえた再整理

(1) 議論の大前提

- ① 自治基本条例を総合的、体系的な視点から整理する。

要整理

(2) 「前文」について

- ① 既に上越市は合併しており、合併している上越市が条例をつくるという書き方をするについて協議する。
- ② まちづくりの担い手は、基本的には「市民」であるが、「市民」と「市議会」と「行政」の三者が力を合わせていかなければならないという共通認識を「前文」に書くことについて協議する。

そのように意識を改める(代表者会も同感)

前文に書き込む(代表者会も同感)

(3) 「住民投票制度」について

- ① 「発議」という言葉の意味を整理する。
- ② 実施の請求権の規定の他に、「市長が実施しなければならない」という規定を加えることについて協議する。
- ③ 「投票資格者の年齢条件などは事案ごとに違ってくる」という非常設型推進会派の意見に対しての考え方を整理する。
- ④ 自治基本条例の中で、住民投票制度についてはどこまでを規定すべきかを協議する。(ハードルや年齢条件などについて、自治基本条例と常設型の個別条例のどちらに規定するか)
- ⑤ 「市長」と「市議会」の発議権まで自治基本条例に規定するかどうかについて協議する。
- ⑥ 「市議会」の発議には、少なくとも過半数の議決による議会としての意思表示が必要であるということについて協議する。
- ⑦ 住民投票の結果について、「市長が尊重しなければならない」という規定に留まらず、「議会も尊重しなければならない」と規定することについて協議する。

要整理

規定を加える(代表者会も同感)

要整理

自治基本条例でハードルや年齢条件を規定する

要協議

議決による意思表示が必要

規定を加える(代表者会も同感)

2 次回意見交換会に向けた整理

(1) 「自治基本条例の最高規範性、改正手続」について

① 「改正手続」について

- (ア) 特別多数議決と住民投票を組み合わせた仕組みについて協議する。

要協議